

仕 様 書

1 業務内容

本業務は、別表記載の広島市立学校（以下「施設」という。）の所定場所に置いてある給食残菜及びその他の生ごみを収集し、施設の正常な運営を確保するものであり、その内容は次のとおりとする。

(1) 作業内容

ア 各施設の所定場所に置いてある給食残菜及びその他の生ごみ等を取り残しのないように収集する。

イ 収集したごみは、広島市の処理施設へ搬入すること。

(2) 収集回数及び収集日等

ア 給食実施期間中、毎日収集する。年間の限度回数及び月別給食実施予定日数は別紙のとおり。

イ その他、あらかじめ指示したときは、施設又は発注者の指示により収集を実施又は、中止する。

ウ 収集は、平日の午前8時30分から午後4時45分までの間に行うこと（ただし、施設が前記以外での収集を認めた場合を除く。）。

エ 業務の実施に当たっては、収集日・収集時間を各施設と協議・調整すること。

2 業務実施上の留意事項

(1) 当該業務が教育施設の維持管理業務であることを認識し、業務の履行に当たっては施設管理者（学校長）及び発注者の指示を遵守する。

(2) ごみ等の収集・運搬に当たっては、施設関係者及び通行人等に危険を及ぼさないように注意する。

(3) 収集物が飛散したり、汚水が流出したりしないよう迅速丁寧に行うこと。

(4) 業務の実施に当たっては、広島市の承認した車両を使用すること。

3 報告

(1) 受注者は、あらかじめ発注者に対し、現場責任者及び従事者の氏名等及び使用車両について報告するとともに、その承諾を得なければならない。報告内容に変更があった時も、同様とする。

(2) 受注者は、各学校長（学校長が不在の場合は教頭）の確認印を受けた完了届を添付したうえで、委託業務実施報告書を月（収集日の属する月）ごとに翌月の10日（3月分については、3月27日）までに提出し、発注者の確認を受けるものとする。

(3) 受注者は、委託業務実施報告書の記載内容（収集数量等）を漏れなく記入すること。

4 その他

収集に必要な有料指定袋は、全て施設が負担する。

別表

学 校 名		所 在 地
小 学 校		
安 芸 区	広島市立瀬野小学校	広島市安芸区瀬野一丁目35番32号
	広島市立中野東小学校	広島市安芸区中野五丁目11番1号
	広島市立中野小学校	広島市安芸区中野四丁目21番1号
	広島市立畑賀小学校	広島市安芸区畑賀三丁目28番16号
	広島市立船越小学校	広島市安芸区船越五丁目22番11号
	広島市立矢野西小学校	広島市安芸区矢野西四丁目5番1号
	広島市立矢野小学校	広島市安芸区矢野西六丁目11番1号
	広島市立矢野南小学校	広島市安芸区矢野南四丁目17番1号
	広島市立みどり坂小学校	広島市安芸区瀬野西一丁目38番1号
		9校
中 学 校		
安芸区	広島市立瀬野川中学校	広島市安芸区中野四丁目24番1号
		1校

【給食残菜収集実施限度回数】

小学校	1, 809回
中学校	201回
計	2, 010回

【月別給食実施予定日数】

区分	給食実施予定日数
4月	14
5月	20
6月	21
7月	14
8月	4
9月	20
10月	22
11月	18
12月	17
1月	17
2月	18
3月	16
合計	201